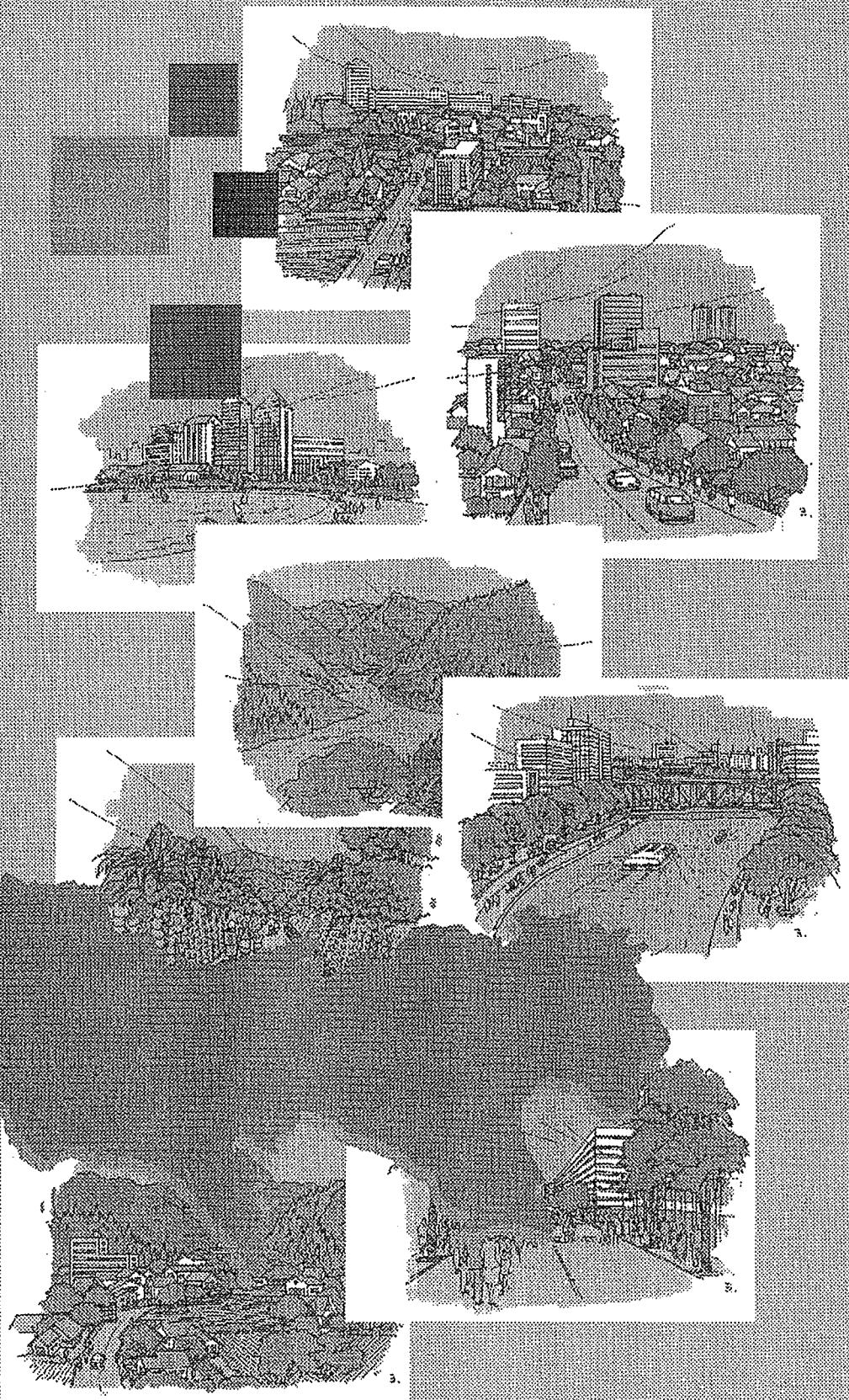


公共事業の景観づくり指針



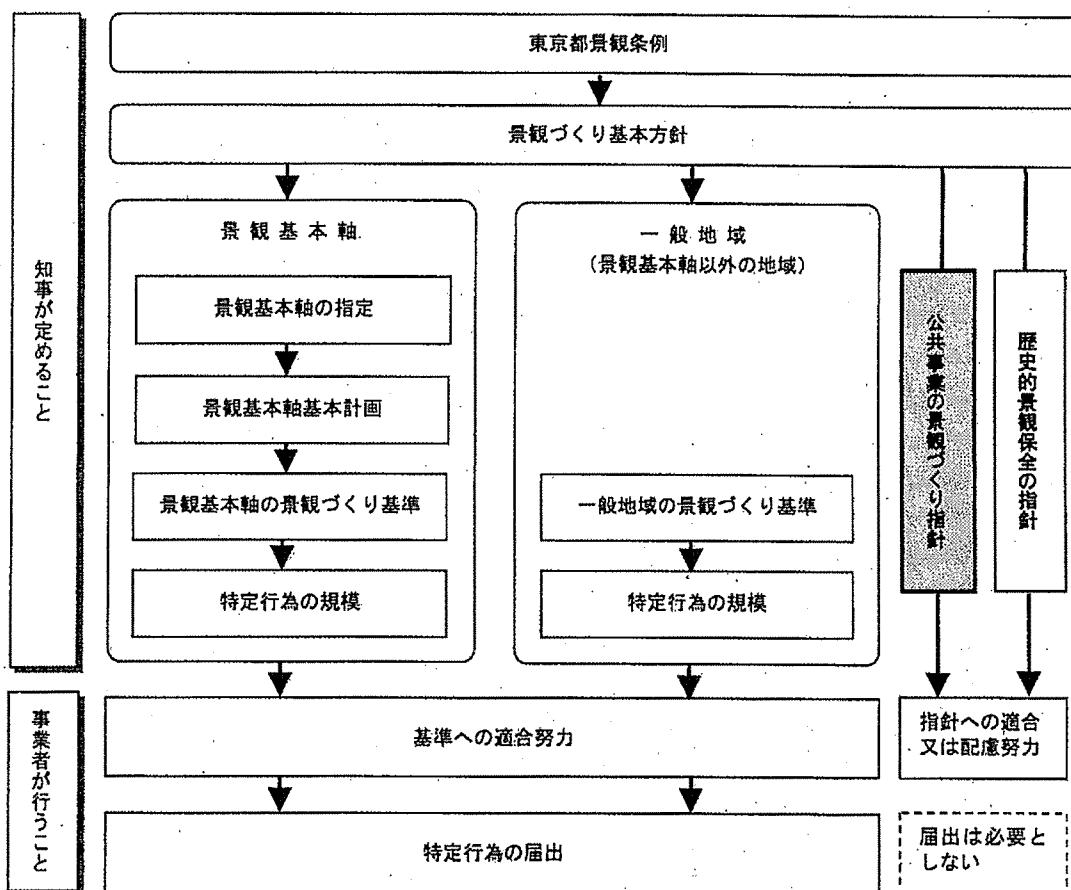
東京都都市計画局

1. 公共事業の景観づくり指針の位置づけ

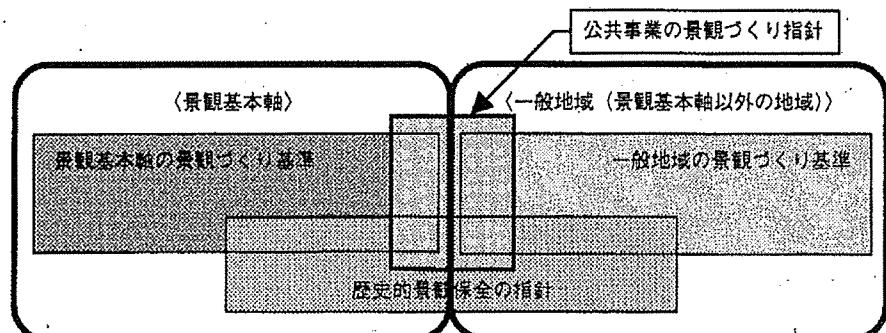
都は、東京の良好な景観形成を進めるため、平成9年12月に「東京都景観条例」を制定しました。条例では、景観づくり基準や景観づくり指針を策定する仕組みを定めています。

「公共事業の景観づくり指針」は、都をはじめ国、区市町村及び公共的団体が施行する土木建築に関する事業（公共事業）にかかる景観づくりのための指針として策定し、事業者に対して、この指針への適合努力を促すものです。

●「公共事業の景観づくり指針」の位置づけ



※「公共事業の景観づくり指針」は、「景観基本軸」と「一般地域」のいずれにも適用されます。

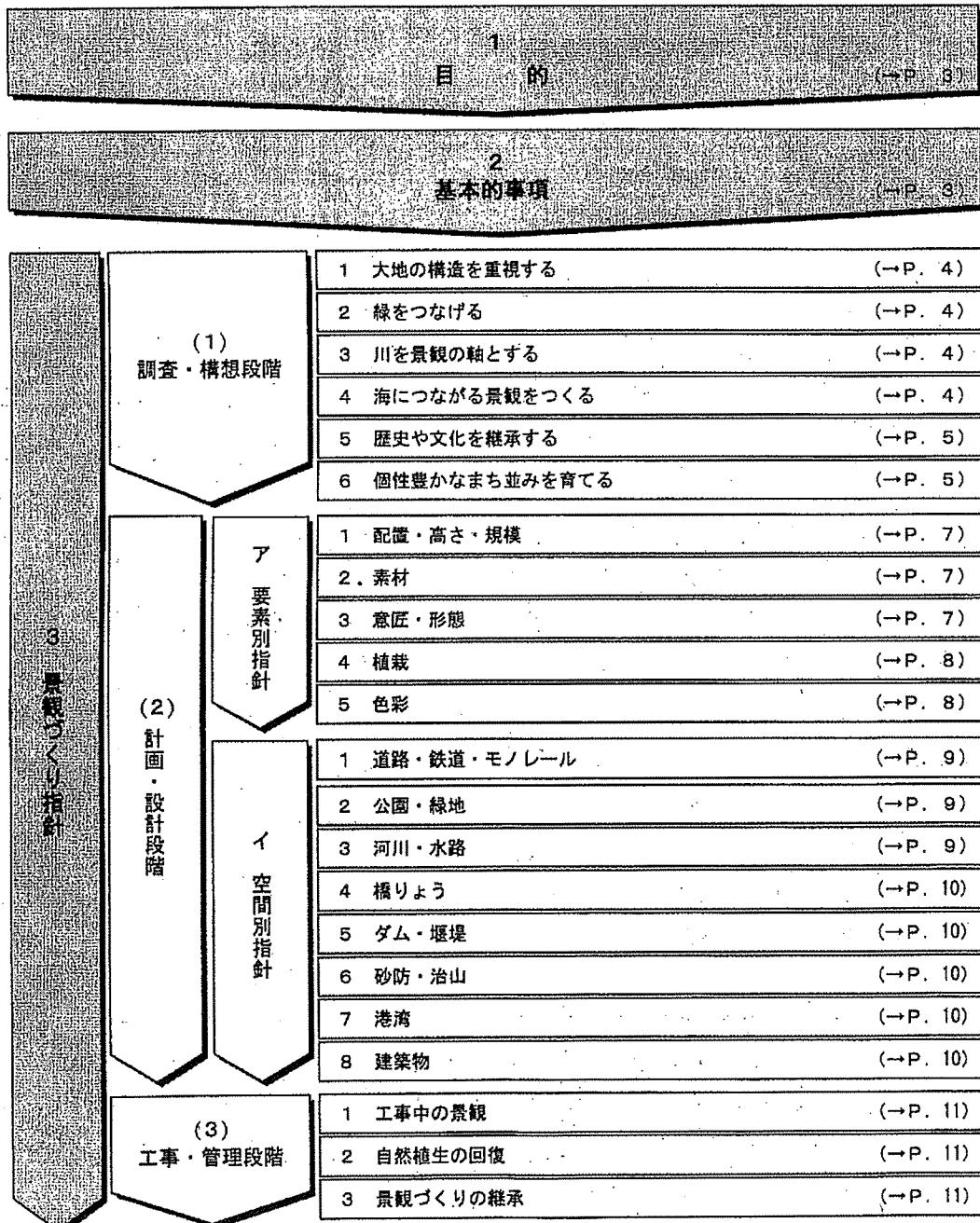


2. 公共事業の景観づくり指針の体系

公共事業の景観づくり指針は、次のような体系となっています。

指針には3つのステップを設け、事業の各段階に応じたチェックが行えるようにしました。さらに、計画・設計段階では、「要素別指針」と「空間別指針」を設定し、2つの切り口からチェックが行えるようにしました。

● 「公共事業の景観づくり指針」の体系



注) それぞれの事項ごとに指針を定めています。

3. 公共事業の景観づくり指針及び解説

公共事業の景観づくり指針

1. 目的

公共事業の景観づくり指針は、東京都景観条例第25条第1項の規定により、都、国、区市町村及び公共的団体が施行する土木建築に関する事業（以下「公共事業」という。）に係る景観づくりを行うために定めるものである。

2. 基本的事項

公共事業の実施に当たって、事業者は、機能性、経済性及び安全性など様々な視点から検討するのと同様に、景観づくり指針に基づいて景観的な配慮をするものとする。

3. 景観づくり指針

(1) 調査・構想段階

事業者は、事業地の選定、事業の調査及び構想の検討を行う際には、以下の指針（本冊子のP.4～5）に適合するよう努めるものとする。

(2) 計画・設計段階

事業者は、事業の計画・設計に当たっては、「調査・構想段階」の指針を踏まえた上で、景観を考える際に基本となる要素ごとの「要素別指針（本冊子のP.7～8）」及びまとまりをもった空間ごとの「空間別指針（本冊子のP.9～10）」に適合するよう努めるものとする。

(3) 工事・管理段階

事業者は、事業の施工時又は完了後においては、以下の指針（本冊子のP.11）に適合するよう努めるものとする。

注）解説欄の記述は、指針の趣旨をわかりやすく伝えるために、例示等を加えて示しています。

■調査・構想段階（1／2）

事項	指針	解説
1 大地の構造を重視する	□豊かな自然をできる限り保全するとともに、失われた自然を回復するよう工夫すること。	奥多摩や島じょ部の豊かな自然は地域の原風景であり、これらの自然をできる限り保全し、大幅な植生の改変を避けることが望まれる。 また、開発などにおいてやむを得ず失われる植生等については、できる限り回復するよう努めることが望まれる。
	□山地や丘陵地の緑及び水系を保全するとともに、それを市街地の背景として生かすよう工夫すること。	地形の変化は、地域の景観の特徴として極めて重要なものであり、ミクロな視点で地域をとらえる前に、マクロな視点で東京全体を見渡し、これらの貴重な資源を保全し、活用するよう努めることが望まれる。
	□地形の改変を行う場合は、最小限にとどめるとともに、土地の起伏を生かすよう工夫すること。	事業地によっては、地形が変化に富んだ景観を生み出す重要な要素となっているため、地形の改変は最小限にとどめるように努めることが望まれる。 また、坂道などの土地の起伏を活用し、独特の視覚的特性（行き先への期待感、視線の集中、開放感など）を生かした魅力ある景観を創っていくことが望まれる。
2 緑をつなげる	□東京の景観を特徴付ける崖線の緑の連続性に配慮すること。	崖線は、東京の景観を特徴づける骨格的な景観資源であり、その地形の維持と緑地の保全を図っていくことが望まれる。
	□既存の緑を互いに結びつけることにより、緑のネットワーク化に寄与するよう工夫すること。	また、事業によりやむを得ず地形の改変を行う場合も最小限にとどめ、緑を再生するなど、崖線の緑の連続性に配慮した景観づくりが望まれる。
3 川を景観の軸にする	□河川・水路沿いの緑地やプロムナードを拡充し、水に親しめる空間のネットワーク化を工夫すること。	暮らしの中で人々が水にふれ、親しめる空間とするため、河川・水路沿いの緑化を図り、公園緑地など周辺の施設と一緒に整備することなどにより、散歩、ジョギング、つり、水遊び、スポーツ等、様々なレクリエーション利用ができる空間を創出していくことが望まれる。
	□川のもつ空間的な広がりを大切にすること。	また、これらの施設への誘導サイン等を整備することなども考えられる。
4 海につながる景観をつくる	□水辺と市街地との結びつきを強め、魅力ある海辺の空間となるよう工夫すること。	景観形成上重要な河川・水路については、上部を構造物等で覆わないような配慮が望まれる。
	□東京のシンボルとなる新しい海辺景観を創出するよう工夫すること。	海のもつ大景観の魅力を都民が共有できるよう、水辺のもつ多様な機能との調整を図りながら、できる限り人が水際線に近づけるようにしたり、海辺の展望点を増やしていくなどの工夫が望まれる。
	□美しい海や海岸線などの自然形態をできる限り大切にすること。	東京港の景観を構成する要素として、ふ頭、橋、倉庫や乗船施設等がある。これらの施設は、東京港のダイナミックで魅力的な空間をつくる大切な要素であり、互いに調和または対比することなどによりバランスのとれた景観となるよう配慮することが望まれる。
		また、東京港に入りする船から見た景観にも配慮し、建築物のスカイラインに気を配ったり、海辺を緑化するなど、東京の新たなシンボル空間としての工夫が望まれる。
		砂浜や海蝕崖など、島固有の自然景観資源をできる限り保全するとともに、それらを活用した景観の創出に努めることが望まれる。

調査・構想段階（2／2）

事 項	指 針	解 説
5 歴史や文化を継承する	<p><input type="checkbox"/>都市の成り立ちや歴史をとらえ、まち並みの中にできる限り生かすよう工夫すること。</p> <p><input type="checkbox"/>地域の骨格を形成する、景観上重要な歴史的建築物や土木・産業遺産を可能な限り保全し、まちのシンボルとして生かすよう工夫すること。</p>	<p>歴史的なまち並みは、生活の知恵が集約された古くからの生活環境を呈しており、それらの景観を評価し、ただ「ある」状態ではなく、「使われる」ものとして、その良さを生かした整備が望まれる。</p> <p>地域のランドマークとして景観的に重要な歴史的建造物等は、可能な限り保全・活用に努めることが望まれる。</p> <p>特に、橋・水門・石垣などの土木遺産、かつて盛んだった産業に密接なかかわりをもつ設備や構造物などの産業遺産は、都市に個性と奥行きを与えるものであり、地域の景観資源として、まちづくりの中に生かしていくことが望まれる。</p>
6 個性豊かなまち並みを育てる	<p><input type="checkbox"/>東京全体から見た地域の景観特性に配慮すること。</p> <p><input type="checkbox"/>景観基本軸内では、当該景観基本軸基本計画に配慮すること。また、景観基本軸に近接する場合にも、影響が予想される場合には、当該景観基本軸基本計画に配慮すること。</p> <p><input type="checkbox"/>身近な地域ごとの景観特性に配慮すること。</p> <p><input type="checkbox"/>大規模な建築物、構造物をつくる場合は、ヒューマンスケールにも配慮した快適な空間づくりを工夫すること。</p>	<p>東京全体から見た地域の景観特性に配慮した景観づくりを進めることが大切である。配慮に当たっては、【別表】に掲げる8つの景観域ごとの「特性」などが参考になる。</p> <p>景観条例第26条第2項の規定により、事業地が、地域の景観資源であると同時に、東京全体の景観づくりの骨格となる景観基本軸内にある場合は、当該景観基本軸基本計画に配慮することが必要である。</p> <p>また、事業地が景観基本軸に近接し、景観基本軸の景観づくりに影響を与えることが予想される場合にも、当該景観軸基本計画に配慮することが必要である。</p> <p>業務集積地、商業地、住宅地、農村など個性を持った地域が集まって、都市に多様性を与えていることが東京の活力や魅力を生んでおり、事業を行うに当たっては、これらの個性がつくり出す地域の特徴的な景観に配慮して進めることが望まれる。そのためには、各種資料や現地調査などにより、自然、歴史、文化、生活等の様々な要素の把握に基づき、多面的に地域の特性をとらえることが必要である。</p> <p>超高層ビルや高速道路など、スケール感の大きな構造物は、人間の感覚を超えた、ある種の威圧感をもたらすことがある。スケール感の大きな空間が増えていく中で、ヒューマンスケールの空間を積極的に創り出していく工夫が望られる。</p> <p>特に、周辺の景観に著しい影響を及ぼすことが予想される場合は、周辺地域の状況を含め、パースや模型、コンピューターグラフィックス等により、周囲の景観に与える影響を検証することなども考えられる。</p>

【別表】8つの景観域ごとの特性

※ 5ページ・「6 個性豊かなまち並みを育てる」の景観づくり指針の解説による別表。

8つの景観域		特　　性
1	「川の手」の景観域	江戸時代から発達してきた下町としての地域と、戦後急速に都市化が進んだ地域とで構成され、隅田川をはじめとする大河川や江東デルタの掘割・運河網など、水のネットワークが縦横に巡っている。
2	「都心部」の景観域	都心部では、土地の高度利用が進み、高層ビルなどの建設により、ダイナミックな都市景観を呈しているが、まち並みはそれぞれ、副都心、問屋街、文教地区、住宅地など特徴を持った地域の顔を持つところがある。 また、歴史的・文化的遺産も多く、江戸時代の街割りの骨格を残しているところがあるほか、崖線の名残や特徴的な坂も多く見受けられる。
3	「臨海部」の景観域	海辺や港の広々とした景観を身近に感じることができ、これを生かした海辺のクリエーションエリアとしての特性も加わってきている。 また、ウォーターフロントの整備により、東京の新しいシンボルとして、ダイナミックで魅力的な都市景観を創り出している。
4	「山の手」の景観域	多摩川沿いの国分寺崖線などを背景に武蔵野台地に広がる、住宅中心の市街地であり、神田川など多くの中小河川が地形の変化を生み出している。 また、鉄道の主要駅周辺を中心に、生活の核となる地域のにぎわいの場が育っている。
5	「武蔵野」の景観域	玉川上水や街道沿いの帯状の緑をはじめ、雑木林、屋敷林や農地などが残り、また、様々な歴史を伝える史跡等も見受けられるなど、武蔵野独特的景観を呈している。 また、低層の戸建て住宅を中心とする市街地の中に、計画的に整備された住宅団地も見受けられ、鉄道の主要駅周辺は、地域のにぎわいの中心となる商業地が形成されている。
6	「多摩の丘陵」の景観域	丘陵地とそれに続く台地を刻むように多摩川や中小の河川が流れている。台地の多くは市街化され丘陵地にも開発が及んでいるが、樹林や畠などの緑も比較的多く残っている。 また、八王子、立川、青梅、町田、多摩ニュータウンでは、多摩の「心」として位置づけられ、自立都市への育成が進んでいるほか、多摩都市モノレールの整備など、新しい都市づくりが計画的に行われている。
7	「多摩の山地」の景観域	山岳や渓谷等の豊かな水と緑が自然美を呈し、地域に根ざした伝統ある歴史や文化が継承されている。 また、地域の産業景観である、林業の特色を表す植林地の広がりも見受けられる。
8	「伊豆・小笠原諸島」の景観域	海を背景に島固有の自然景観資源が豊富にあり、美しい海洋景観を呈している。 また、それぞれの島に、独特の歴史や文化を伝える遺産が多く見受けられる。

※ 8つの景観域：景観づくり基本方針において、「地域らしさ」を共通認識できる同質的な圏域を8つに区分しており、これらを景観域として示しています。

■計画・設計段階（1／4）

ア 要素別指針

要素	指針	解説
1 配置・ 高さ・ 規模	□背景となる自然への眺望等に配慮した配置・高さ・規模を工夫すること。	景勝地等においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう、特に施設の配置、高さ等を総合的に検討し、景観への影響を最小限にとどめるような工夫が望まれる。 また、通風や採光などの環境面にも考慮しながら、公園、建築物等の配置や規模を工夫することが望まれる。
	□歴史的なまち並みを有する地域では、そのまち並みに配慮した施設の配置や高さ、規模を工夫すること。	歴史的な建築物や土木・産業遺産等の歴史的雰囲気のある地域では、そのまち並みとの調和に配慮した景観づくりを進めることが望まれる。
	□周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮した配置・高さ・規模を工夫すること。	主要な眺望点を意識し、施設自体あるいは背景との関係について、それらの眺望点から見た施設配置のあり方や建物高さなどについて考えることが望まれる。 特に自然景観地などにおいては、高い光沢のものではなく、木や石、布などの自然素材をできるだけ用いることにより、背景との違和感がないようにする等の配慮が望まれる。
2 素材	□周辺の自然景観に配慮した材料の活用を工夫すること。	地域の歴史・文化的特性との調和に配慮することが望まれる。例えば、まち並みの歴史や文化を象徴するような素材を可能な範囲で取り入れたり、時間の経過につれて、味わいが出てくる自然素材（木・石・布など）を使用することなども考えられる。
	□地域の歴史・文化的特性に配慮した素材を工夫すること。	住民に親しまれる施設とするため、その一部に地域特有の素材を活用することも考えられる。
	□地場産材を使用できる場合は、その効果的な活用を工夫すること。	自然景観との調和を保つため、自然地形に配慮した形状とするなどの工夫が必要である。 例えば、建物を地形の変化にあわせ分節化し、不自然さを感じられないような建物レベルを設定するなど、豊かな自然景観を生かすよう工夫することが望まれる。 また、長大な壁面の場合、適度な陰影の変化をつけるなど、その大きさを感じさせないような工夫も考えられる。
3 意匠・ 形態	□建築物や構造物などが自然地形の中で違和感のないよう、意匠・形態を工夫すること。	歴史的・文化的な雰囲気を持った地域における建築物等の意匠・形態は、周辺景観との調和に配慮し、違和感のないものとすることが望まれる。 そのためには、地域の伝統的意匠や形態等を取り込むことなどにより、周辺の建築物等との調和を図ることなどが考えられる。
	□地域の歴史的・文化的な雰囲気を意匠・形態の中に取り入れていくような演出にも配慮すること。	また、地域の特徴をデザインに反映していく場合には、短絡的にその形態を模すなどの直接的な表現は避けることが望まれる。

■計画・設計段階（2／4）

ア 要素別指針

要素別	指針	解説
4 植栽	□良好な景観を形成している緑地や既存の樹木は、景観づくりに生かすよう工夫すること。	地域住民に親しまれている緑や既存樹木などは、できる限り保存することが望まれる。 また、保存が困難な場合には、良好な状態を保って移植を行うなど、その活用を検討することが望まれる。
	□植栽に当たっては、植物の生育に十分な植栽地盤を整備し、周辺の樹木や植生との調和に配慮すること。	植栽を行う場合は、通風や日照、土壤厚や排水など、緑の良好な生育環境が保てるよう、樹種に応じた植栽地盤を整備し、当該事業地にふさわしい緑のボリュームを確保することが望まれる。
	□樹木や草花による季節感を創出するよう工夫すること。	花の咲く木や実のなる木などを植栽することにより、自然の色や香りなどによって四季の移り変わりを感じられるとともに、野鳥や昆虫などが生息できる空間とするような配慮が望まれる。
	□歴史的な巨樹・古木などを景観づくりに生かすよう工夫すること。	古くから親しまれてきた巨樹や古木を、地域のシンボルとして、できる限り保存することが望まれる。 また、保存が困難な場合でも、移植等が可能であれば、その地域内に残していくことも考えられる。
	□その場にあった魅力を創り出せるよう植栽を工夫すること。	樹種の選定にあたっては、維持管理のしやすさ、着花や結実、落葉等による季節感や樹木の成長性など、植栽する場所に応じた検討が必要である。
5 色彩	□基調となる色彩は、周辺の自然景観（土、石、植物、森、山、空など）の色に配慮すること。	自然界の色彩との調和を図る上では、特に以下の点に留意することが望まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ・色の調和には、周辺にとけ込むような色彩と、周辺とのコントラストを生む色彩の2つがあり、場所や機能に応じた使い分けを考慮する。 ・人工的に大きな面積を単色で塗装することは、自然になじみにくくなりがちであるため注意する。 ・自然の色彩は、場所により四季に応じて大きく変化することを考慮する。
	□都市の基盤となる公共施設については、地域の歴史や文化に配慮し、主張しすぎない色彩を工夫すること。	景観の土台となる道路や公園、河川などは、四季の変化や人々の暮らし、祭りやイベント等が美しく、魅力的に見えるよう、それ自体が主張しすぎない控えめな色彩とすることが望まれる。
	□施設の個性や魅力づけを行うため、周辺景観との調和に配慮するとともに、基調色に応じた強調色や演出色の活用を工夫すること。	色彩で魅力ある景観をつくるには、伝統的な地域色があればそれを生かしたり、統一的な調和の中に効果的なアクセント色を用いるなど、適度な変化やリズムのある色使いを工夫することが望まれる。

■計画・設計段階（3／4）

イ 空間別指針

空間	指針	解説
1 道路・ 鉄道・ モノレー ル	□道路は、景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性（地域の特性）の創出を工夫すること。	連続するダイナミックな空間構成が道路の特徴であり、統一性のあるデザインとなるよう検討するとともに、主要な交差点に特色を持ったデザインを施すなど、地域の特徴を表す工夫を行うことも考えられる。 このとき、電話ボックス等の道路占用物が景観の阻害要因とならないように、配置や形態、色などの工夫を行うことが望まれる。また、沿道の特性に応じて架空線を地中化するなどの配慮も必要である。 さらに、街路樹の植栽により、景観的に道路の軸性を強化したり、道路により地域の景観が分断されることを和らげたりするなどの工夫が望まれる。
	□道路や鉄道等の高架橋などは、周辺に威圧感や圧迫感を与えないよう工夫すること。	ボリュームのある橋脚や防音壁などは、空間を分断し、景観的にも影響の大きな土木構造物であるため、素材や色彩、ディテールなどの工夫が必要である。 また、高架構造部の橋脚の間は、周辺の人々に潤いを与えるとともに、地域社会に役立つような活用も望まれる。
2 公園・ 緑地	□緑のネットワークの拠点となるような整備に配慮すること。	公園や緑地の整備に当たっては、周辺の緑との連続性、道路や河川など他の都市施設等との連続性や一体性に配慮し、緑のネットワークの拠点として寄与することが望まれる。
	□日常の生活環境では得られない開放感を与える空間づくりを工夫すること。	広々とした芝生広場などの風景が視界に入るだけでも、人々は開放感を得ることができる。大規模な公園等においては、日常の生活環境では得られない自然の大空間を確保することが望まれる。
	□地域の特性に応じた個性の創出を図り、その地域にとってのシンボルとなるような親しみのもてる空間づくりを工夫すること。	地域景観との一体感を持たせるとともに、地域のシンボルとなるような大木を配したり、広々とした広場空間を有するなど、変化があり、親しまれる公園づくりが望まれる。
3 河川・ 水路	□地域の特性に配慮するとともに、広がりをもった連続するオープンスペースとなるよう工夫すること。	広がりのある空間を維持するため、河川や水路の上部に、平行して高架構造物を設けないことが望まれる。 また、周辺のまち並みの変化にも対応できるよう、川のスケールや周辺の基本的な土地利用、まちの雰囲気など、変化しにくい特徴を生かした整備方針のもとに、流行に流されない落ち着いたデザインを行うことが望まれる。 さらに、河川のように長い区間連続する護岸等の施設については、本体施設の整備とは別に、少しずつ手を加えながら、徐々に修景していくプロセスも考えられる。
	□生活に身近で親しみやすい水辺景観となるよう工夫すること。	できるだけ親水性の高い、連続したオープンスペースを確保するとともに、地域の祭りやスポーツ・レクリエーション等の活動の場としても活用されることが望まれる。 例えば、都市部における直立護岸の水路については、高水敷の工夫などにより、少しでも親水性を高めるような工夫が考えられる。 また、閘門や水門などの河川施設については、水辺特有の景観として生かしていくような工夫が考えられる。 さらに、清流の復活など長期的な対応を図りながら、水量確保、水質向上、生態系等にも配慮した構造物の形態などを工夫することが望まれる。

■計画・設計段階（4／4）

イ 空間別指針

空 間	指 針	解 説
4 橋りょう	□地域の特性及び周辺景観との調和に配慮するとともに、地域のシンボルとしての造形的な美しさの創出を工夫すること。	橋を地域のシンボルとして都市景観の中に積極的に取り込んでいく中で、光公害や省エネルギーにも配慮しながら、必要なところに夜間のライトアップを行うことなども考えられる。 また、川面をわたる風の涼しさや水の変化など自然の豊かさを感じ、楽しめる場として、橋梁上やその周辺に小広場等を設けるなどの工夫も考えられる。
5 ダム・ 堰堤	□自然景観の改変をできるだけ抑え、周辺景観との調和に配慮すること。	一般に山間部の自然地内に設置される大規模施設のため、景観に及ぼす影響も大きいことから、堤体の素材や形態及び意匠については、周辺の自然景観に配慮することが望まれる。
	□新たな水辺空間の創出を図り、自然に触れることのできる憩いの場としての整備を工夫すること。	自然地における貯水池は、周辺の自然景観と調和した景観を呈するため、貯水池周辺には展望施設や休憩施設、遊歩道の整備等を進めるなど、水辺に親しめるような施設整備を行うことが望まれる。
6 砂防・ 治山	□災害防止機能を十分に果たす中で、できる限り周辺景観に配慮した工法を工夫すること。	市街地から展望される場所や、自然地で人々に利用される場所に近接する場所で事業を行う場合は、緑化工法や自然石工法などによって威圧感を軽減するなどの工夫が望まれる。
7 港湾	□東京港の外縁を際立たせることにより、港の存在をより明確にすること。	港の風景は、個々の施設や建物の機能美とともに、海上から見た「群」としての美しさにも配慮することが望まれる。 また、人工施設で固められがちな港の外縁部分は、積極的に緑地を設けることなどによって、全体として自然に包まれた潤いある東京港を演出することが考えられる。
	□周辺景観との調和や、港の活動がうかがえる空間となるよう工夫すること。	港にはその利用目的によって、物流、工業、レクリエーション等の機能があり、その機能に応じて様々な施設が立地する。それぞれの施設では、独特の活動があり、その活動がうかがえるような演出を行うことが考えられる。
8 建築物	□地域のシンボルとなる建物については、周辺景観との調和を図りつつ、地域の景観を先導する新たな空間を形成するよう工夫すること。	工場や処理施設等は機能中心となり、無表情で、一見してそれとわかる画一的なデザインになりがちであるため、機能面からくる制約の中で、景観づくりに寄与する工夫が望まれる。 設備類については、建築物との一体性や見えがかりなどに配慮した意匠や設置位置などの工夫が望まれる。 また、敷地を緑化する場合には、周辺の緑との連続性等に配慮するとともに、建築物のボリューム感に応じた緑量となるように計画することが望まれる。 さらに、道路のアイストップとなるような場所や広範囲から見渡される場所に建つ建築物は、光公害や省エネルギーに配慮した上で、ライトアップなどによりランドマーク性を強調することも考えられる。
	□住民が利用する施設については、明るく開放的で地域に親しまれるデザインを心がけること。	駐車場や駐輪場は景観の妨げとなることがあり、高低差を利用するなどの工夫により、周囲からの見え方に配慮することが望まれる。 また、管理区分は塀や柵で行うのではなく、高低差によるものや低木の植栽により、さりげない空間的表現を行うなど、全体として大きな空間として見せる工夫も考えられる。

3. 公共事業の景観づくり指針及び解説

■工事・管理段階（1／1）

事項	指針	解説
1 工事中の 景観	□工事現場も一時的なものとしてとらえるのではなく、景観の一部を構成するものとして周囲の景観に配慮すること。	工事中の仮囲いや仮設備等が、近くを通行する人に圧迫感や不安感を与えず、気持ちよく通行できるよう工夫することが望まれる。
2 自然植生 の回復	□大規模な土地の造成や改変後は、周囲の自然景観との違和感が生じないよう配慮すること。	自然植生の伐採などによる大規模な土地造成等を行った場合は、できる限り施設周辺部の植樹等により自然を回復する等の措置が望まれる。
3 景観づく りの継承	□事業終了後、景観づくりへの取組を振り返り、課題を明らかにすることによって、今後の景観づくりに役立たせること。	チェックリスト等により景観づくりへの取り組みを振り返ることにより、良好な事例として整理するとともに、問題点や今後の課題等を明らかにすることが必要である。 また、これらの事例をもとに、景観形成への取組に対する意見交換を行う場を設け、景観づくりの意識向上を図ることが望まれる。